

給付奨学金継続願（編入学／認定専攻科進学） 提出確認チャート

・直近の適格認定（家計）を編入学日時点の生計維持者で実施していない場合（生計維持者に変更が生じている場合）

→編入学奨学金継続願の提出ではなく、編入学後・進学後の学校で、新規にスカラネットから給付奨学金の申込をしてください。

・現在の支援区分が支援対象外の場合

→継続願の提出ができません。また、新規申込みをすることは可能ですが、2024年10月から支援対象外で停止中の方の次の申込機会は、2025年の秋採用からとなります。

下記より選択してください。

①

2024年4月の在籍報告より後に、生計維持者に変更がない

本様式（給付奨学金継続願）での手続きが可能です。

②

2024年4月の在籍報告より後に

・再婚や離婚等で生計維持者に変更があった
・その他の理由で生計維持者に変更があった

又は

現時点での支援区分が算出されていない

スカラネットから新規申込みが必要です。

③

・現在の支援区分が「支援対象外」又は「第Ⅳ区分（対象外）」である（振込が0円である）

・現在の支援区分が「第Ⅳ区分（理工農）」であるが、私立理工農系学科以外に編入学する

・現在の資産が5,000万円以上である
（多子世帯の場合：現在の資産が3億円以上である）

本様式（給付奨学金継続願）での手続きができません。収入や資産の状況が変わり、新規申込みを希望する場合、次の申込機会は2025年の秋採用以降となります。

①と②に該当する場合も、③に該当する場合は、③となります。

◆2025年10月に編入学する場合（9月編入学は上記と同じになります）

→2025年4月の在籍報告より後に生計維持者に変更がある場合は、継続願の提出ができません。

スカラネットから新規申込みをしてください。

→2025年10月から支援対象外の場合は、次の申込機会は2026年の秋採用からとなります。

→資産額が基準額以上の場合は、次の申込機会は2026年度春採用からとなります。

◆新規申込みする際の留意点

→「継続支給が認められる要件は満たしているが、新規申込みする必要がある者」であることを学校に申し出てください。

→スカラネット入力時に、「編入学前・進学前の学校で支給を受けていた給付奨学生番号」を入力してください（スカラネット下書き用紙P9）。

※家計急変採用による支援区分見直し期間中であった場合は、本様式ではなく、スカラネットを通じた申請手続きとなります。学校に申し出てください。